

進路だより

北九州市立特別支援学校
北九州中央高等学園 進路支援部
令和8年2月12日(木)
第33号

◆就労選択支援事業(新たに創設される障害福祉サービス事業)◆

『障害者本人が就労先、働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性などにあった選択を支援することができる』ように、就労選択支援が創設されます。(令和7年10月1日施行)



対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援A型、B型の障害福祉サービス事業を利用希望する者
- 就労継続支援B型を利用希望する者は、令和7年10月以降の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。
- 就労継続支援A型及び就労移行支援を利用希望する者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。

基本的なプロセス

- 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向などの整理(アセスメント)を実施する。
- アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者などが集まり、連携会議を開き、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに、担当者などに意見を求める。
- アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所などとの連絡調整を実施する。

特別支援学校における取り扱い

より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、特別支援学校高等部3年生以外の学年で実施できること、また、在学中に複数回実施することを可能とする。加えて、職場実習(産業現場等における実習)のタイミングでの就労選択支援も実施可能とする。

◆研修◆



1月29日(木)に、教員を対象とした就労選択支援事業についての研修が行われました。この研修には、一般社団法人ワークネット北九州の川口真一郎センター長様と、北九州市立浅野社会復帰センターの山根高士管理者様のお二方を講師としてお招きしました。お二人からは、事業の内容や、各事業所で取り組まれていることについて、わかりやすくお話いただきました。お

話の中で、就労選択支援の目的として、「本人の希望や得意なことに合わせて、より良い進路の選択を支えること」が大切であると紹介されました。そのためには、生徒を中心に、保護者・学校・行政・相談支援事業所・就労選択支援事業所などの関係機関が協力していくことが必要だというお話がありました。講演の後の質疑応答では、「生徒が安心して利用できる環境づくりの大切さ」や「事業所と学校がしっかり連携して取り組むことの必要性」について、活発に意見が交わされました。今回の研修を通して、教員にとっても生徒の進路をよりよく支えるための学びが深まりました。